

消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

1 被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
旭消防署	消防吏員	50代	停職4箇月

2 事案の概要

被処分者は、平成30年12月以降、令和2年1月までの長期間にわたり、複数の後輩職員に対し、繰り返し「殴るぞ」等の暴言のほか、尻を蹴る、体当たり、熱くなったフライパン等を活動服の上から当てるなど精神的・身体的なパワー・ハラスメントを行い、職場環境を悪化させました。

3 管理監督者処分

【訓戒】

課長級職員1名及び係長級職員1名

4 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

公務員である以前に、社会人としてあってはならない行為であり、職員一人ひとりの人権意識の醸成を図るなど、再発防止にしっかりと取り組みます。

お問合せ先

消防局人事課 Tel 045-334-6547